

公布された規則のあらまし

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第 19 号）

- 1 行政不服審査法が改正されたことに伴い、佐賀県青少年健全育成条例施行規則ほか 12 規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。